

国立市地域包括ケア計画素案についての各委員の質問と事務局からの回答

1. 準備基金の取り崩し額について

質問：今回の介護報酬改定にあたって準備基金を3億5000万円充てたということですが、その結果残りはいくらあるのか。3年後の改定の際、2025年問題といわれる後期高齢者の増加に伴う介護給付費の増加、それに対応できるかどうか。

回答：現在準備基金の残額は約4億9,500万円で、第8期計画期間中に3億5,000万円を取り崩した場合の残額は、約1億4,500万円となります。この取り崩し額により保険料基準月額が6,185円となるわけですが、もし取り崩しを行わない場合は6,707円となります。3年後の介護保険料設定の際に現在の状態が継続した場合は、取り崩しなしで7,346円という試算が出ております。しかしながらこの金額は65歳以上の被保険者に対する財源負担率を現行の23%より高い23.4%としており、第9期事業計画における制度設計がどのようになっているかで変わってくるものと思われまます。(23%であれば7,220円です) 振り返って第7期計画期間中の標準給付費は、計画値よりも下回っていたため、準備基金の残高は7期当初の3億2,000万円から大幅に増え、4億9,500万円となっております。第8期の保険料設定ではコロナ禍における社会状況についても鑑み、基金の取り崩しにより保険料の上昇を抑制することとしましたが、7期事業計画では基金残高1億円としていたところ、8期では基金残高1億5,000万円とすることで第9期に対する備えを3年前よりも厚くしていく構えでございます。

2. 介護予防について

質問：介護予防のこれまでの効果の検証、それに基づく今後の介護予防のあり方について。例えば東村山市の場合、この3年間で介護保険計画に基づく計画値よりも実際に支払われた介護給付費が相当下回り、今回の改定では、準備基金を若干充当しましたが、介護保険料は据え置くことが出来ました。そうした効果が国立市の介護予防の取り組みで出ているのかどうか。その検証なくして、今後の介護予防の取り組みの仕切り直しはしにくいと思います。

回答：介護予防について、東村山市のように介護給付費に反映される効果は示すことができませんが、介護保険認定者のうち要支援認定者の割合が高くなっている傾向から軽度な状態が維持され重度化防止につながっているのではないかとの評価をしています。

3. 生活支援サービスの具体的な取り組み

質問：生活支援サービスの具体的な取り組みの進展が見られなかったことについて、総括

をし、具体的な生活支援サービスを自治会だけでなく NPO や株式会社等の担い手を作り上げる取り組みを進めてもらいたい。

回答：生活支援サービスの具体的な取り組みにむけた担い手につきましては、住民が生活支援に取り組んだ際に仕組みを回すことのできる主体について、先進的に取り組んでいる自治体の例に学んでまいりたいと考えております。(類似の例としましては、高齢者のボランティア養成、ボランティア活動のコーディネート、ボランティア活動参加者へのポイント付与などを社会福祉協議会が担っている例などがあります)

4. 第7期計画の達成状況の点検・評価実施について

質問：コロナ禍で運営協議会が開催できず、第7期計画の点検・評価が十分になされていません。リモート会議で結構ですので、第7期計画の点検・評価について実施頂けます様お願い致します。

回答：今回の素案策定後第7期計画の点検・評価について介護保険運営協議会を開催させていただきたいと考えております。

5. 最終答申に対するパブリックコメント実施有無の回答について

質問：第8期計画素案を中間答申としてパブリックコメントを行う旨連絡を頂きましたが、最終答申に対するパブリックコメントを実施されるでしょうか。

回答：今回中間答申としての素案の取りまとめにお時間をいただくこととなりましたので、最終答申をいただいた後での第8期介護保険事業計画案を含む地域包括ケア計画案としてパブリックコメントを実施させていただく予定でございます。

6. パブリックコメントに対する市の考え方の公表について

質問：第7期のパブリックコメントでは、市民等の意見に対する市の考え方が公表されませんでしたので、第8期においては、公表頂けます様お願い致します。

回答：公表いたします。

7. 具体的な施策の記載について

質問：以下の項目について、検討中の具体的な施策がございましたら、記載いただけます様お願いいたします。

12p(5) 独居高齢者の包括的支援「市民の協力も加えて更なる総合的な取り組み」

18p(2) 高齢者の居場所づくり「居場所づくり・交流活動への効果的な支援方策」

19p(1) 一般高齢者福祉サービスについて「具体的な方向性の検討」

19p(2) 介護人材の確保について「実効性のある施策」

回答：12p(5) 独居高齢者の包括的支援「市民の協力も加えて更なる総合的な取り組み」

→住民主体の生活支援サービス B の拡大や社会福祉協議会の「福祉委員」と国立市の「生活支援コーディネーター」の合同などを考えております。

18p (2) 高齢者の居場所づくり「居場所づくり・交流活動への効果的な支援方策」
→現在検討中でございます。

19p (1) 一般高齢者福祉サービスについて「具体的な方向性の検討」
→まだ見直しを実施できていない施策のうち、デイホーム事業（東京都の補助を受けて介護保険認定を受けていない高齢市民が自力で地域の集会所等に通い、運動、相談、レクリエーションを実施する事業）を介護保険特別会計にて実施する「通いの場」に転換できないか検討中です。

19p(2)介護人材の確保について「実効性のある施策」
→現在検討中でございます。

8. 総給付費の伸び率 5.1%の根拠について

質問：今年度はコロナの影響もあり給付費が減っていると伺いました。来年度もその傾向が続くのではないかと考えられますが、伸び率が 5.1%となる根拠についてご教示頂けます様お願い致します。

回答：伸び率が 5.1%となるのは令和 2 年度実績見込額と令和 3 年度推計額間の数値でございます。総給付費の推計は国の「見える化システム」によるもので、計算の内容については不明でございますが、過去の実績から推計される金額を割り返す令和 2 年度の実績見込み額が低いために令和 3 年度の伸び率が大きくなっているものと思われま

9. 所得段階別保険料設定の算出手順の明示について

質問：所得段階別保険料は市民の関心も高いと思われま

すが、どのような手順で年額 74,200 が算出されたのか不明です。そこで、給付見込額・総合事業費見込額～所得段階別保険料までの算出手順を分かりやすく記載いただきます様お願い致します。

回答：介護保険便利帳（第 7 期は P.5）に掲載しております。詳細な計算手順に必要な準備基金取り崩しの影響額等は第 7 期介護保険事業計画書の P.52 に掲載されていま

10. 確認事項

確認：8p 6 行目「なっ

ますが、「なってきます（フレイル予防）。このフレイル予防事業は」が正しいでしょうか。

回答：ご指摘の通りです。

1 1. 保険料の用途

質問：保険料の一人当たり支払額とその用途を図示して欲しい。

回答：資料作成いたします。

1 2. 第7期計画の推計値と実績値の差異について

質問：第7期計画の推計値と実績値の差異について検証可能として欲しい。

回答：例年の決算処理後に各サービス種類の計画と実績の差を資料として提出させていただいているところですが、資料の内容についてご質問がございましたら介護保険係にお問い合わせください。

1 3. 説明文と対処事項の切り分け

質問：説明文と対処事項の切り分け記述がほしい。

回答：個別の対処事項（具体的な対処すべき項目）と課題との関係が1対1とは限定されていないため、切り分けて記述するのは難しいと考えております。

1 4. 個別の記述について

質問：p9中段の第一、第二、…との記述を分かち書きにて

第一

第二

第三

第四

と記した方が良いのではないかと

回答：参考とさせていただきます。

質問：p3冒頭部分 第7期計画書のp8では年度ごとの項目を併記していた。同様にした方が分かりやすいのではないかと

回答：参考とさせていただきます。

質問：p6 第7期計画書のp6のように介護保険法を記載し、その上で補足説明を注記した方が良いのではないかと

回答：参考とさせていただきます。

質問：p11地域ケア会議の具体的な成果とは何か。

回答：市が取り組む個別地域ケア会議の成果とは個別事例として持ち寄った高齢市民の支援をより良いものとし、課題とされた問題点を集積して地域に固有の課題を把

握することです。そのため成果とは「検討した事例の改善（より良い支援を実現する）」と「解決できない課題の把握」となります。個別事例の改善については計画書に掲載するのは難しいと考えております。また、把握した課題の集計は、現在作業中でございます。

質問： p 11 中重度者事例を具体的に表現するとどのような表現となるのか。

回答：中重度者は一般的には要介護 3 から 5 の方となります。

質問： p 11 「社会資源整備や施策形成の検討」との言葉の定義を明確に出来ないのか。

回答：「社会資源整備や施策形成の検討」については、高齢者を支援するために必要なすべてのものを対象としているため、定義を明確に決めてしまうとそこから漏れたものを対象とすることが出来なくなってしまうため現在の表現を使わせていただきたいと考えております。

質問： p 12 (4) 第一、第二、第三 との表記を箇条書きに記述した方が良いのではないのか

回答：参考とさせていただきます。

質問： p 12 (4) 委託が進む仕組み作りを明確に表記できないか。

回答：市独自の特別給付として実施するため、現在介護保険条例の一部を改正する条例案を市議会に提案しようとしております。議会の議決に関わることですので表記はこのままとさせていただきます。

質問： p 12 (5) 独居高齢者の包括的支援について、の中で「様々な主体が連携」「総合的な取り組み」との表記であるが漠然としているため「社会福祉協議会」「自治会」等が必要と見えるような表記にしないのか。

回答：生活支援策の担い手の仕組み作りについては、前述の「3」にて回答している通り、先進事例の研究も含め取り組んでまいりますので現状の表記とさせていただきます。

質問： p 12 (6) 意思決定支援をどの様に取り組むのか具体的な記述はできないか

回答： p 13 の 12 行目に「ACP」(アドバンスド ケア プランニング)を行うと明記してございます。ACP の内容について注記もしくは資料編にて解説させていただきます。

質問： p 15 1) 相談窓口の整備 の中で相談員キャリアと補助するデータ整備が必要と考えるがその点について表記しないのか。

回答：現在市庁舎内の窓口と地域窓口 3 か所は相談データベースシステムでつながっております。その点を表記するようにいたします。

質問： p 15 第 2 節 (1) 介護予防の展開 は抽象的な表現で分かりにくい。わかりやすく直してほしい。

回答：別紙のように修正しました。

質問： p17 第4節（1）2）生活支援の体制 で、シニアカレッジ修了者の活躍場所を示して欲しい。

回答：「生活支援の体制」では、様々な生活支援について NPO や民間企業がサービスを提供できるようにしていく、という趣旨ですので必ずしもシニアカレッジ修了者がそこに参加するとは想定しておりません。事業の位置づけも必ずしも市が財源負担をする事業でなくてもよいと考えております。

質問： p17 第4節（1）2）生活支援の体制 でひらや照らすは社会参加型サービスの一事例だと考える。他へ展開するためにはどうするか。近隣住民の理解も重要である。

回答：「生活支援の体制」で記述している社会参加型サービスは主に「訪問型サービス」を想定しています。ひらや照らすの展開について記述をするのであれば p18（2）「高齢者の居場所づくり」の方が適していると考えます。

質問： p18 6行目 国立市生活支援体制整備協議体 モデル5地区の反省が掲載されていない。

回答：同協議体の運営についての問題点、今後の取り組みについては、p18 中段、「第7期計画期間中における取り組みでは、…（中略）…今後取り組みが事業化に至らなかった要因を分析し、…（中略）…対策を検討していきます。」と記載しております。

質問： p21 給付適正化について 第7期から進んだ点はなにか。

回答：現在の事務局の体制で取り組む給付適正化については、他の法定業務が大幅に増えていることもあり、第7期と同じ内容に取り組むこととしております。

質問： p21 給付適正化について システムはつかいやすいか、類例の検索は可能か。

回答：システムは職員にとって使いやすいものとなっております。一定条件を設定しての事例の検索も可能です。

質問： p21 審査会の調査員は何名で、調査員のレベル維持はどうしているか。

回答：調査員は7名で、レベル維持については、素案の中の取り組み実施内容のとおりです。

質問：調査項目を例示したい。

回答：資料編に添付することを検討します。（項目数が多いため）

質問：調査項目のばらつきとは何か。入力に手間がかかっていないか。

回答：同じ内容の調査回答に対して、認定調査員が違った評価をしてしまうことをばらつきと言います。調査員の評価にばらつきがあった場合でも事務局職員の全件チェックにより調査票の内容は均一になりますが、調査員の資料作成の段階でのばらつきを低減する取り組みを行っております。また、調査はすべての認定申請を行っ

た方について実施されるのが原則ですのでチェック項目の入力はOCR（高額読み取り装置）で行いますが、記述式の特記事項は調査員が全て手作業で行っております。

質問：p25 縦覧点検 確認作業を一市だけではなく自治体連携して事業所を指導できないか。

回答：縦覧点検事務については、東京都国民健康保険団体連合会（都内すべての自治体について介護保険の審査支払をおこなっている団体）に対して事務を委託しており、より広域的に事業所を把握し、指導出来ております。

質問：第7期事業計画書p27に介護給付費等の実績と見込についての数表があるが、年度推移のグラフを載せて欲しい。

回答：第7期事業計画書の資料編にグラフを載せていますが、同様に第8期事業計画書にも掲載したいと考えております。

質問：第7期事業計画書のp31にひらや照らすの記述がありますが第8期は活動事例として紹介されるのでしょうか。

回答：掲載したいと思います。

質問：地域支援事業費については、効果算出は難しいと思うが推定でも介護認定への効果額を算出できないか。

回答：どのような方法があるか研究してまいります。

このほか、質問ではありませんが、以下のようなご意見をいただきました。

- ・医療職・看護職・介護職、特に人材確保・人材育成について不安がある。
- ・地域包括ケアという発想が、医療と介護の連携を推進する（高齢化に伴い枯渇する医療資源【病床】【施設入所】に対応するため在宅介護にシフトすることを推奨することを目的とした出発点）のため、やむを得ないものの、案はこの点に重点が置かれてる。
- ・平成 30 年度の国から取組が求められている「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」の視点が薄い。
- ・市町村が策定する地域福祉計画について、上位計画として位置づけられているものの、この計画との整合が図られているかどうか？例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等との連携。
- ・川崎市では「地区カルテ」として、全市を 44 圏域に分けて、地域資源をカルテ化し、介護・福祉施設・病院・診療所・学童、地域住民の地域活動状況、年齢層、地域の特色などが見える化し、地域活動に提供し協働の一助としている。
- ・川崎市の「地域包括ケアシステム」の考え方は、高齢者のみならず、こども、障害児・者、地域住民すべてを対象としている。
- ・別の視点で、「人材の育成」の視点を加えることによって、レジリエンス強化とサステイナブルな取組となる。